

1年を通じてガバナンスを学ぶ！

ガバナンス太田塾2023 「非営利組織経営の在り方」

無料

オンライン開催
6月から3月まで全10回コース
第1 or 2木曜日10:00～11:00



講師：太田達男



トークセッション
聞き手：山田泰久



公益財団法人

日本非営利組織評価センター



Zoomのアカウント名を
「お名前＋団体名」に
変更してください。

後半は交流コーナーです。

声出し、もしくはチャット投稿による交流を行います。

「耳だけ参加」の方は前半のみの参加となります。



この講座では、法人格に捉われず、広い意味でのNPOのガバナンスや、それに関連する組織運営全般を話題にしていきます。年間を通じて、ガバナンスを学ぶ場です。

参加者のみなさんの学びの場として、申し込み時に、課題に思っていること、知りたいことを入力していただきます。その内容を反映して、講座を進めていきます。

今年のガバナンス太田塾の5つのお勧めポイント！

- ① 昨年の参加者の感想などを参考に、内容をさらにわかりやすくバージョンアップ。
- ② 今年4月に改訂したJCNEのベーシック・アドバンス評価基準の内容を盛り込んだ組織運営のヒントを提供。
- ③ 講座は2部構成。前半は講師の太田塾長からの講義、後半は太田塾長とJCNEの評価事業の統括責任者の山田によるトークセッションでテーマを深掘り。
- ④ 1年間を通じて参加する「通年参加」と、各回ごとの申込による「単発参加」の2種類の方法で参加者募集。1年かけて体系的にじっくり学ぶか、興味関心のあるところを集中してじっくり学ぶか。
- ⑤ リアルタイムで参加できない場合には、参加申込者を対象に後から録画視聴も可。

太田 達男（塾長）

- （公財）日本非営利組織評価センター 理事
- （公財）公益法人協会 前理事長 会長
- （公社）成年後見センター・リーガルサポート 理事
- （公社）日本フィランソロピー協会 理事
- （公財）渋沢栄一記念財団 監事
- （公財）パブリックリソース財団評議員



信託銀行役職員を歴任、44年間の信託マンとしての経歴に終止符を打ち、2000年4月より財団法人公益法人協会理事長、現会長。公益法人制度改革では、2000年法制審議会民法部会の法人制度分科会を皮切りに、公益法人制度の抜本改革に関する懇談会委員や民間法制・税制調査会座長代理として、終始市民社会の立場から提言活動を行う。



本日のスケジュール

- 10:00 オープニング
- ・趣旨説明、講座の運営と諸注意
 - ・本日の流れ
- 10:05 第10回3月【1年の学びの振り返り】
- ・太田塾長のミニ講義
- 10:25 トークセッション（太田、山田）
- ・1年の講座を振り返って
- 10:45 参加者による感想&質問
- ・お名前 ・ご所属 ・お立場（理事、監事、事務局、NPO支援者等）
 - ・1年を通じて学んだことや、特に参考になったことなど
 - ・さらなる疑問や質問（あれば）
- みなさんの自己紹介・感想が終わった後で、質問はまとめて回答
- 11:25 クロージング
- ・JCNEの組織評価・認証制度のご案内
 - ・来年度の太田塾
- 11:30 終了



2024/3/7

ガバナンス太田塾2023年度 第10回

ガバナンス太田塾 —2023年度を振り返って—

公益財団法人非営利組織評価センター

理事 太田達男

回	開催日	テーマ
1	2023/6/8	ガバナンスへの誘い
2	2023/7/6	理事・理事会の役割を考える
3	2023/8/3	社員・社員総会/評議員・評議員会の役割
4	2023/9/8	監事の役割と義務ー監事はガバナンスの要ー
5	2023/10/5	寄付金募集の留意点
6	2023/11/9	利益相反取引及び競業取引規制についてー一般法人法を基礎としてー
7	2023/12/7	情報公開についてー非営利組織に求められる透明性ー
8	2024/1/11	非営利組織における役員等への報酬
9	2024/2/8	役員に求められる会計と税制の知識ーこれだけはー
10	2024/3/7	ガバナンス太田塾ー2023年度を振り返ってー

補遺

18年ぶりと101年ぶりの改革！？

—公益認定法の一部改正と公益信託法の全面改正—

公益法人等制度改革の全体像*

より柔軟・迅速な公益的活動の展開のために

財務規律の柔軟化、明確化 収支相償 遊休財産	→中期的な収支均衡の期間（5年）、判定方法（過去の欠損・剰余の通算を含む）等、公益充実資金の積立・管理の許容 →災害等の予見し難い事由に対応するための一定の財産を保有制限の対象から除外、用途不特定財産に改称、保有の上限額を過去5年間の事業費の平均額を基本とし、理由を公表すれば当年度又は前事業年度を選択することも可
行政手続の簡素化・合理化	→公益性の判断に大きな影響を与えない事項を類型化して届出化（公益目的事業の一部廃止、再編、内容の実質的な変更のないもの等）

より国民からの信頼・協力を得ていくために

法人運営の透明性の向上	→行政庁による財産目録等の公表（閲覧請求不要化）、法人の責務として透明性の向上を規定
わかりやすい財務情報の開示	→原則すべての法人に区分経理（三区分）を義務付け、「公益目的事業財産」、公益目的取得財産残額」の定義を明確化
法人の自律的なガバナンスの充実	→ガバナンス強化の取組を事業報告書に記載、外部理事・監事の導入、理事・監事間の特別利害関係排除、法人の責務としてガバナンスの充実を規定（併せて、国による法人の取組促進のための支援についても規定）、外部理事に関する小規模法人の特例を規定、会計監査人の必置範囲を拡大（小規模法人に配慮）
行政による適正な事後チェック	→監督・処分を考え方を明確化、国民によるチェック機能を明確に位置付けた上で、定期的・網羅的な立入検査を見直し

民間による公益的活動の活性化のための環境整備

民間公益活動活性化のための環境整備	→出資を含め公益目的事業の判断に係る考え方・判断基準を明確化、資産運用について考え方を明確化 * 公益法人制度改革に関する有識者会議フォローアップ会合に提出された内閣府資料を要約化
公益信託制度改革	→法制審議会「公益信託法の見直しに関する要綱」（2019年2月法務大臣宛答申書）による。法案は本年3月国会提出予定、決議された場合2016年3月ごろ施行 次ページ参照

公益財団・公益信託への寄附に係る3方式の比較

	公益法人に対する寄付	公益財団設立	単一の 新公益信託設定
金額	任意の額	高額	中程度の額～高額
設立・設定・出捐等	簡単	所轄庁認定等のハードル	所轄庁認定等のハードル（公益法人に比べ軽装備）
運営コスト	少額	高額	財団よりは少額
分別管理義務	法律上はなし	一つの独立の組織	受託者財産と分別
倒産隔離	なし	なし	あり
出捐者の思い実現	（負担条件付き寄付の場合、寄付約款の履行として実現）	定款の目的事業として実現	信託目的として実現
出捐後の委託者の指図権等	基本的になし	役員等の一人として発言権あり得る（親族制限あり）	委託者として一定の監督権限在り、別段の定めで排除可
出捐者への報告	事実上は報告するが法的には必要なし	法人全体として情報開示	委託者への個別報告義務あり
ガバナンス機構 （当事者の牽制機能）	法人自体の機関	法人自体の機関	受託者固有の機関とは別に公益信託自体の機関（軽装備と自由設計が可能）
優遇税制	所得税、法人税、相続税、消費税等において優遇税制	同左	同左（ただし、現在国会審議中）

参加者による感想&質問

ここからは参加者のみなさん同士の交流のコーナーです。
記録のため、録画を継続しますが、これ以降の動画は公開しません。
参加者のみなさんにも共有しませんので、あしからずご了承ください。

★交流コーナーのため、声出し、チャット投稿も難しい、「聞くだけ参加」の方はここで終了です。ご参加いただき、ありがとうございます。

- ①カメラをオンにしてください。
- ②カメラNGの場合は、アカウント名を「声OK+お名前+団体名」にしてください。
- ③声出しが難しい方は、アカウント名を「チャットOK+お名前+団体名」にしてください。チャットで自己紹介や感想を投稿してください。

- ・お名前
- ・ご所属
- ・お立場（理事、監事、事務局、NPO支援者等）
- ・1年を通じて学んだことや、特に参考になったことなど
- ・さらなる疑問や質問（あれば）
→みなさんの自己紹介・感想が終わった後で、質問はまとめて回答

★一人1分を目安にお願いします。



来年度のガバナンス太田塾

まだ予定段階ですが・・・

来年度のガバナンス太田塾は、役職別の講座を企画中。

例えば、理事、監事、事務局などの対象者を設定して、対象者に必要なガバナンスの考え方をお伝えする内容を考えています。

講座を対象者限定するのではなく、理事を対象にした講座であれば、理事はもちろん、事務局の方であれば理事に知ってもらいたいガバナンスについて学ぶことができる講座というイメージです。



(公財) 日本非営利組織評価センター (JCNE)

2016年4月1日設立

役員等：評議員10名 理事12名 監事2名

スタッフ：常勤4名 非常勤2名

非営利組織の
第三者組織評価機関
として設立

2022年11月1日公益法人化

11月4日法人名称の変更 (旧：非営利組織評価センター)

目的

社会に対して、客観的かつ信頼性のある組織評価情報を提供し、非営利組織の信頼性向上を目指し、さまざまな支援がNPO等に届く仕組みをつくる

組織の特徴

- ・全国レベル、分野共通の非営利組織の評価機関の設立は初の試み
- ・グッドガバナンス認証制度、ベーシックガバナンスチェック制度の2種類の制度を運用

<https://jcne.or.jp/>



事業や組織
運営のガバ
ナンス全般

グッドガバ
ナンス認証

訪問での
ヒアリング

提出された
書面

アド
バンス
評価
28
基準

全基準を
満たすと
認証付与

◆グッドガバナンス認証（アドバンス評価基準）

https://jcne.or.jp/evaluation/good_governance/

法令や定款
通りのガバ
ナンスの基
本

ベーシック
ガバナンス
チェック

提出された
書面

セルフ
チェック

ベー
シック
評価
25
基準

評価結果を
サイトで
公開

◆ベーシックガバナンスチェック（ベーシック評価基準）

<https://jcne.or.jp/catalog/>

JCNE ベーシックガバナンスチェック

延べ申込み数

1,000

団体

感

突破

謝

【お知らせ】 NPOの組織評価制度「ベーシックガバナンスチェック」の延べ申込み数が1,000団体を突破～助成財団での活用が広がる～
<https://jcne.or.jp/2023/07/18/news-134/>



ベーシックガバナンスチェック制度

ベーシック評価基準25項目に基づく簡易的な組織評価です。

非営利組織の組織運営について、法令・定款に基づいた基本的なガバナンスが適切に行われているかどうかを評価するものです。結果はベーシックガバナンスチェックリスト (<https://jcne.or.jp/org/>) で公開され、継続的に第三者評価を受け、情報開示に積極的な透明性の高い団体であることを社会へアピールできます。

【対象法人】 特定非営利活動法人（認定を含む）

一般社団・財団法人（非営利型・理事会設置型）

公益社団・財団法人、社会福祉法人

【費用】 普及期間のため無料で提供

【評価有効期間】 3年間（更新制）

申込➡ <https://jcne.or.jp/catalog/>



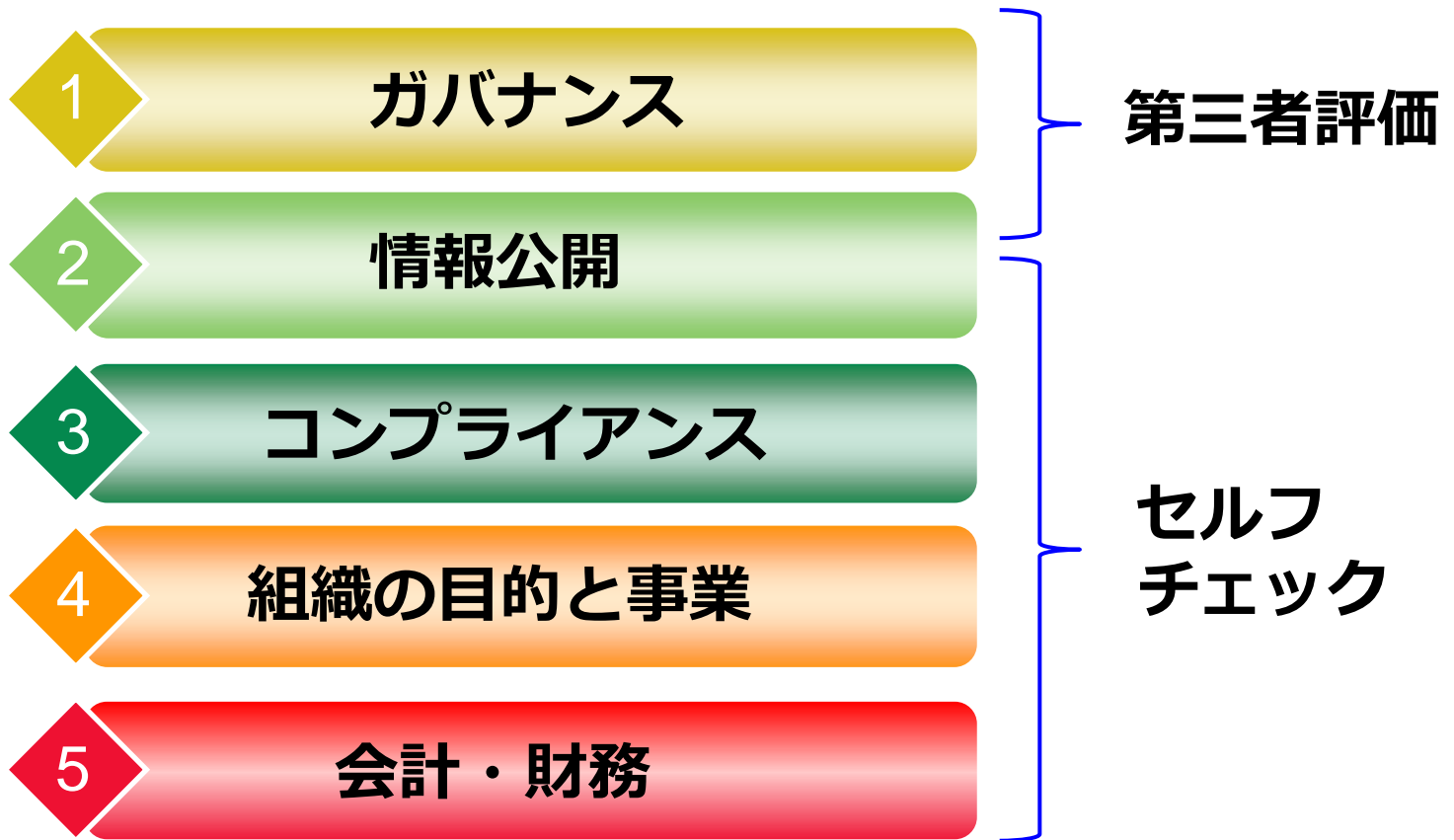
- 評価手法：自己評価結果に基づいた書面評価
 - (1) 団体によるセルフチェック（実施の有無で判断できる項目）
 - (2) 提出書類による書面評価（専門知識が必要な第三者評価）

- 評価基準：25項目（雇用がない場合24項目）
 - ① 法律や定款通りの運営という基礎部分を評価
 - ② 分野/事業内容・組織規模を問わない評価基準
 - ③ 「はい」「いいえ」で答えられる基準
 - ④ 書面で第三者が確認できる内容
 - ⑤ 第三者評価8基準、セルフチェック15基準



ベーシックガバナンスチェックの評価項目

- 評価の5項目：社会へ自己アピールしづらいものを対象



ガバナンス

- 1 法令または定款に則り、代表者および役員（理事3人以上、監事1人以上）を選任している。
- 2 1事業年度に2回以上、法令または定款に則り、理事会を招集し、実際に開催している。
- 3 法令または定款に則り、理事会の議事録を作成している。
- 4 法令または定款に則り、理事会で、事業計画・予算・事業報告・決算を審議している。
- 5 法令または定款に則り、定時社員総会／定時評議員会を招集し、実際に開催している。
- 6 法令または定款に則り、社員総会／評議員会の議事録を作成している。
- 7 法令または定款に則り、社員総会／評議員会で、事業計画・予算・事業報告・決算を審議または報告している。
- 8 役員報酬を支給している場合は、法令、定款または規程に則り、役員報酬の支給を決定するとともに、支払った報酬額（総額）を経費計上し、決算書類に記載している。



ベーシック評価基準（第三者評価基準）

9 監事監査を実施し、監査報告書を作成している。

10 直近の登記事項を登記している。

※基準 8 は役員報酬の支給がある場合のみ適用。

情報公開

11 事務所に備え置くべき書類を整備し、定款・役員名簿・事業計画書・事業報告書・決算書類を組織のホームページまたは情報公開サイトで公開している。



情報公開

- 12 組織の所在地および問合せ方法を組織のホームページまたはSNSで公開している。
- 13 寄付者・支援者等に事業の成果を報告している。

コンプライアンス

- 14 理事との利益相反を理解し、その有無を確認の上、適切に対応を行っている。
 - 15 個人情報取扱いに関する規程を定め、取得目的を明示している。
 - 16 法令または規程で定められた保存年数の期間、法定保存文書を保存している
 - 17 雇用契約を締結している職員がいる場合、法令に基づく労務管理を行っている。
 - 18 ハラスメント防止策を講じている。
- ※基準17は雇用がある場合のみ適用。



組織の目的と事業

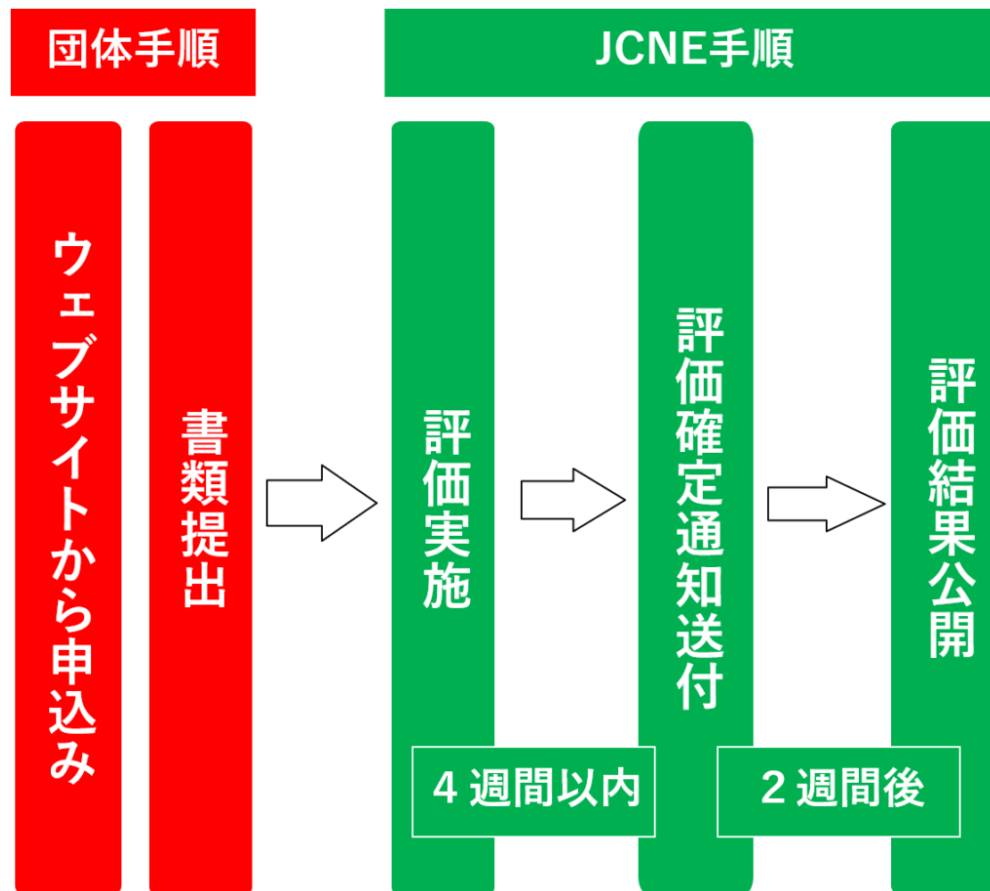
- 19 組織の目的と事業を文書化している。
- 20 組織の目的に沿った単年度事業計画を策定している。
- 21 事業の対象となる社会的ニーズや課題を多様な関係者からくみ取っている。
- 22 各事業の定期的な振り返りや見直しを行っている。

会計・財務

- 23 会計に関して、専門知識をもった役職員が担当している、または会計専門職や外部の支援団体からアドバイスを受けている。
- 24 税務申告と納付を行っている。
- 25 現金の取扱いや資金管理に関して、複数名でチェックしている。

- 第三者評価基準（1～11）については、団体より提出された書類に基づき、日本非営利組織評価センターが第三者評価機関として評価を行う。
- セルフチェック基準（12～25）については、団体自らが基準を満たしているかどうかを、実施の有無で判断できる項目となっている。

評価の流れ（お申込みページ）

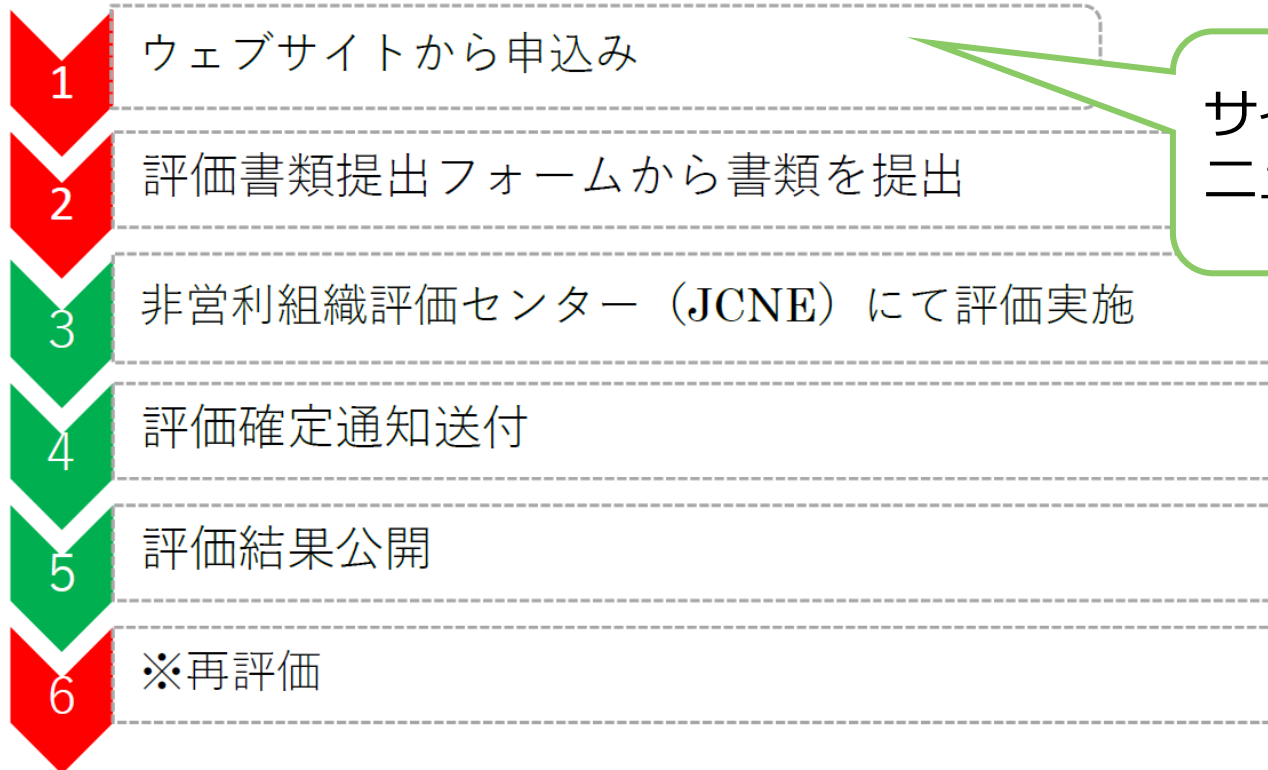


【提出書類】

定款／理事会及び総会（評議員会）の議事録（2年分）／監査報告書／
役員報酬規程／役員名簿／事業計画／予算／事業報告書／決算書類



ベーシックガバナンスチェック



サイト掲載の申請マニュアルをもとに申請

お申込みページは以下のURLとなります。
詳しいガ申請マニュアルを掲載しています。

<https://jcne.or.jp/catalog/>

